

一般社団法人 日本臨床栄養代謝学会
2020年度 第2回臨時理事会議事録

日 時：2020年5月8日（木）17：00～19：10

場 所：オンライン会議（Zoomによる）

出席者：東口高志理事長、佐々木雅也副理事長

飯島正平、石井良昌、犬飼道雄、遠藤陽子、小谷穰治、小山 諭、斎藤恵子、篠 聡子、
清水孝宏、鈴木 裕、祖父江和哉、高増哲也、中瀬 一、鍋谷圭宏、野上哲史、福島亮治、
二村昭彦、丸山道生、三原千恵、山中英治、吉田貞夫、鷺澤尚宏

監 事：土岐 彰、寺本房子

事務局幹事：伊藤彰博

欠 席：室井延之、田妻 進、比企直樹

特任顧問：平井敏弘、平田公一

（敬称略：五十音順）

議 題：

I. 理事長挨拶

定款第5章第28条に則り、2020年度第2回臨時理事会を開催することが宣言され、定款第5章第30条に則り、議長は理事長が務め、議事録署名は定款第33条に則り、理事長と出席した監事（寺本房子、土岐 彰各監事）となることが確認された。

II. 会員動向について

東口理事長より2020年3月31日時点の会員動向について、報告された。

会員種別	2019年12月31日	2020年3月31日	増減
名誉会長	2名	2名	±0名
名誉会員	43名	45名	+2名
特別会員	50名	55名	+5名
代議員	232名	258名	+26名
学術評議員（代議員は除く）	413名	473名	+60名
正会員	21,216名	21,414名	+198名
寄贈会員	8名	8名	±0名
総数	21,964名	22,255名	+291名

*ログインシステム未入力会員

職種別	2019年12月31日	2020年3月31日	増減
医師	4,725名	6,184名	1,459名
歯科医師	416名	73名	-343名
看護師	4,089名	689名	-3,400名
准看護師	3名	445名	+442名
薬剤師	4,056名	124名	-3,932名
管理栄養士	6,184名	604名	-5,580名
栄養士	73名	120名	+47名
臨床検査技師	689名	3名	-686名
理学療法士	445名	724名	+279名
作業療法士	124名	22,255名	+22,131名
言語聴覚士	604名		
歯科衛生士	120名		
診療放射線技師	3名		
その他*	724名		
合計	22,255名		

■2020年分会費納入率 ※宛先不明・退会・自動退会含む

会員種別	納入者数	未納者数	会員数	納入率(2020年)
代議員	175名	83名	258名	67.8%
学術評議員	323名	150名	473名	68.3%
正会員	12,035名	9,379名	21,414名	56.2%
総数	12,533名	9,612名	22,145名	56.3%

東口高志理事長より、小澤和恵先生が2020年4月13日(月)にご逝去の報告がされ、黙祷が行われた。

III. COVID19 に対する学会提言の公開 について

飯島総務委員長より、2020 年 4 月 10 日付で、P009 として「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の治療と予防に関する栄養学的提言」を公開（HP、メールニュースなど）するとともに、厚生労働省・日本医学会へ提出したこと、これに関連して、回診が算定根拠となっている NST 加算に対する算定運用への要望の提出も行ったことが報告された。さらに、次期学会誌「JSPEN」へプロジェクト報告として掲載予定であることが報告された。

IV. JEFF 社からの「栄養」発刊について

佐々木副理事長より、1)「栄養」が第 35 巻として発刊されたこと、2)Official Journal である栄養アセスメント研究会の先生からも遺憾の意を表明されているが、会員管理を JEFF 社が担っているため、対応困難であることが報告された。関係ある当学会理事からも、意見が出された。

V. オンライン受講の開始

飯島総務委員長より、2 月の開催予定であった受験必須・更新必須両セミナーに関し、前回理事会で e-learning 形式（オンライン受講）への意向が決定され、準備してきた旨報告があった。4 月 27 日より更新必須、4 月 30 日より受験必須両セミナーのオンライン受講を開始することができるようになった。受講は現時点では 6 月末までを想定しているが、①中止となったセミナーである点と、②今回初めて の受講形態であることから、期間の延長も考慮している。修了証は会員向けにはマイページ対応で準備中、非会員へは送付を予定していることが、報告された。

VI. 事務局体制について

飯島総務委員長より、事務局担当である中川氏の病欠により、管理業務を東口理事長と飯島総務委員長を中心として行っている。年度末や契約期間切れなど退職の時期とも重なり、新規採用者には在宅で研修をしつつ業務指示を行い、コロナ終息後には体制の維持ができるよう対応中であることが報告された。理事の皆様に対し、ご迷惑をおかけすること、変わらず事業遂行をしていただくことがお願いされた。

VII. 会誌 JSPEN 内での追記について

飯島総務委員長より、紙媒体時代には事業運営に関する公告、お知らせを追記として掲載していた。電子ジャーナル化後も同様に、掲載していくことが報告された。

VIII. 指導医結果訂正

飯島総務委員長より、2 月に指導医の結果発表が行われた。その時に間違い（通常合格者が誤って不合格とした方が 3 名）があったことが報告された。

Ⅸ. 今年度の事業計画見直しについて

・7月の特別大会について

佐々木副理事長より、特別大会の開催については、現在状況を鑑み考慮中であるが、5月中に最終判断したいと考えていることが報告された。事後登録は1,713名であり、その中で、2名返金要望があったが、審議の結果、その理由をお伝えし、返金しないこととなった。

・支部学術集会について

犬飼理事より、前回理事会で8/15までに開催予定であった支部学術集会の中止は決定しており、その詳細につき報告された。

5月；首都圏・・・8月16日へ延期

6月；北海道・・・中止、本年度 会長が次年度へ順延

7月；中部・・・中止、次年度開催形式は検討中

7月；近畿・・・中止、本年度 飯島会長は、次年度へ順延せず

8/16以降の本年度（11/30まで）の開催を中止したい旨、報告され、承認された。具体的には、8月16日；首都圏、8月21-22日；中国四国（旧中国）プレセミナー、9月；中国四国（旧四国）、10月11日；関東甲信越、11月30日；九州を中止とする。犬飼理事より、各支部に連絡し、それぞれ事情を勘案し、今後の対応を考えていただくこととなった。経費負担は、本部が行うこととなった。

・各種セミナー開催について

鍋谷理事より、前回理事会決定事項として、今年度セミナーは6月までの開催は行わず、7月以降は事後判断となった。各事業見直しに伴い、以降の今年度セミナーは「原則開催しない」方針としたい旨報告され、承認された。次年度については、今後検討することとなった。詳細は、以下のごとくである。

■受験必須セミナー ※

第1回 2月京都；800名・・・オンライン受講中；約700名対象

第2回 6月横浜；700名・・・申し込み受付せず；オンライン受講で募集予定

第3回 7月京都；550名・・・申し込み受付せず；オンライン受講で募集予定

第4回 10月福岡；募集人数未定・・・申し込み受付せず；オンライン受講で募集予定

■更新必須セミナー ※

第1回 2月京都；800名・・・オンライン受講中；約700名対象

第2回 4月横浜；500名・・・申し込み受付せず；オンライン受講で募集予定

第3回 5月京都；570名・・・申し込み受付せず；オンライン受講で募集予定

第4回 10月福岡；募集人数未定・・・申し込み受付せず；オンライン受講で募集予定

■NST 医師教育セミナー

日本外科代謝栄養学会との共催事業であり、開催自体が12月（次年度へ）に繰り越された。次年度事業として計画する。今年度は開催せず、次年度は2回開催の可能性 がある。

■TNT 研修会

6月末までは5回分を開催中止と対応した。以降の今年度研修会は開催しない方向とな

ったが、寄付金の件は、アボット社と協議することとなった。

■LLL ライブコース

3 月分は開催中止と対応した。以降の今年度は開催しない方向となった。

■NST ベーシックコース

今年度は、未定であるが、開催しない方向となった。

■JSPEN 栄養マスターコース

第 7 回 4/5 名古屋記載は中止となった。募集が行われ、入金済み となっているため、返金対応とする

第 8 回 開催（10 月予定）は中止となった。

■日本栄養療法推進協議会（JCNT）教育セミナー

8 月 23 日名古屋開催で準備中である。JCNT 事業であり、対応は JCNT と協議の上決定とする予定である。

※オンラインセミナー

現在、オンライン受講が 1400 名を対象に開講されている。受講状況とバグ発生を勘案しながら、追加のテキストを印刷後、各オンライン受講の募集を開始したい。

開始時期は更新認定業務の見送りにより、受験必須セミナーを春に先行させ、更新必須セミナーは夏以降の募集と受講を計画している。

・認定業務について

1) 個人資格認定

飯島総務委員長より前回理事会決定事項として、今年度個人資格（認定医・指導医・認定歯科医・暫定 臨床栄養代謝専門療法士・NST 専門療法士）認定業務は、計画的に準備されてきた会員への機会を逸することがないよう新規申請のみを行うとする一方、更新業務は行わないこととなった。各資格の初回新規認定業務は通常通り実施する。各資格の更新業務は、すべての個人資格を対象とし、実施しない。すべて一年延期とする。ただし、休会者には適応されない運用とする。更新延期に伴う規約等の変更が必要であり、次回理事会で審議することとなった。

2) 臨床栄養代謝専門療法士の暫定認定

飯島総務委員長より、昨年第 1 回を実施、今年も新規暫定認定は予定通り実施する。NST 専門療法士初回更新と暫定認定の同時申請は認めていなかったが、今回一年更新時期が順延されることに伴い、NST 専門療法士初回更新と本暫定認定の同時申請を認める運用とすることが報告された。

3) NST 施設認定

中瀬理事より、NST 施設認定については、従来通り行うことが提案され、審議の結果、今年度も行うこととなった。

・認定試験について

福島理事より、基本姿勢は、前回理事会でも議論されたが、認定を計画的に準備されてきた会員への機会を逸することがないよう、認定業務を行う方針のため、認定試験実施が必

要であり、既にこの方針で、認定試験作成と選定の各委員を調整・依頼進行中である。今年度の試験を含む審査から合格発表までを 11/30 までの終わることを目標に各種予定を調整しておく旨報告された。

飯島理事より、試験会場での座席は、受験者間を 2m 離しての設営を想定し、当初確保の会場では最大 330 名程度となる。昨年実績は 800 名程であるので、同じ日程で会場を確保中である。400 名程度に絞る必要があるかもしれない。現在、検討中であり、今後関係委員会内で決定する方針である。しかし、最終的に中止はありうることは周知しておく旨、説明がなされた。

X. 歯科医師の NST 専門療法士資格者の扱いについて

飯島総務委員長より、現在、NST 専門療法士資格を有する歯科医師が 5 名おられる。これら方を暫定認定歯科医として一括移行し、歯科医師 NST 専門療法士資格を廃止したい旨、提案され、承認された。制度的な移行措置・施行細則の変更を行うこととなった。

XI. 休会時の対応について

飯島総務委員長より、休会について、見直しが必要との提案があった。現在、休会は定款と施行細則で以下のように定義されている。

定款；

第 10 条 会員が休会しようとするときは、その期間及び理由を付して所定の休会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 休会中の会員は会費を納入することを要しない。

施行細則；

第 4 条 病気、出産、育児、留学などにより会費の納入が困難な者で、その申請により 理事会が認めた者は、休会することができる。

2 会費の滞納のある会員は休会の申請ができない。

3 休会中の会員は会費を納入することを要しないが、会員としての権利は停止する。

4 休会中の期間は会員歴に算入しない。

5 休会期間は 3 年以内とし、理事会の承認を得た日付から満 3 年を超えた場合は理事会の認めた特例を除き、退会したものとみなす。

現状の課題は、以下のごとくである。

1) 休会満了者の意思確認が不十分であり、復会届けが必要で、未提出者の場合、休会終了時に退会扱いとなる。

→意思確認手順が定まっていないため、満了 1 月前に確認を徹底することとする。

2) 資格更新不能者の救済に利用されている可能性がある。

9 か月休会など、短期間の休会申請がある。また、認定規定施行細則第 6 条 (5) 「休会により認定期間を延長するものは、認定証有効期間終了の 1 年前に認定期間延長申請を行う。」

→現在、順守されていないため、休会届と認定期間延長は同時に行うなど、規約委員会で検討することとなった。

- 3) 年度またぐ休会の場合の年会費について
12 か月未満では、年度をまたぐ場合、各年度年会費が発生するため、休会時には会費発生を事前に確認しておく必要がある。
- 4) 休会時、資格認定期間延長届の毎年提出が必要
認定規定施行細則第 6 条 (6)「認定期間延長申請は最長 3 年までとし、1 年毎に延長申請の手続きを行う。」とあり、実際、休会中に届を出す運用は難しいため、希望する最大 3 年間まで一括で手続き可能とするほうが良いとの提案があり、規約委員会で検討することとなった。
- 5) 認定医の休会の扱いについて
現行は認めていないが、休会中の認定医として活動について再検討が必要ではないかとの提案があった。休会施行細則では会員権利の停止とあり、資格更新などを含め各種規定間で整合性に問題があり、運用について規約委員会で検討することとなった。
- 6) 学術評議員に対する休会の扱い
現行は認めていないが、休会施行細則との整合性に問題がある。「第 2 4 条 3 学術評議員は、正当な理由なく連続して 3 回学術評議員会を欠席した場合には、その資格を失う」とあり、やむを得ない事情に該当すると考えられ、運用について規約委員会で検討することとなった。
- 7) 代議員に対する休会の扱い
現行は認めていないが、これも休会施行細則との整合性に問題がある。選挙権の扱いなどに疑問点があり、運用について規約委員会で検討することとなった。

XII. 各種更新要件の見直しについて

飯島総務委員長より、現在、各資格の更新要件に関しては設立当時のものを踏襲しているが、資格者の更新は様々な事情を加味したものでなくてはならないと考えている旨説明があった。資格者は長期会員であるうえ、学術評議員・代議員となって、様々な学会事業に参加・運営いただだけ会員であり、資格者側に立った更新制度に見直しが必要と考える。具体的には、

- 1) NST 専門療法士では医療機関への勤務 2 年間が必須要件となっている
→ 廃止してどうかとの提案があり、認定・資格制度委員会で検討することとなった。
- 2) 認定医・指導医、認定歯科医では本学会学術集會に 3 回以上/5 年間参加が要件となっているが、支部学術集會は加味されていない。
→ 新たな基準を認めてはどうかとの提案があり、認定・資格制度委員会で検討することとなった。

XIII. 次年度の事業計画について

①2021 年支部会学術集會体制、②各種セミナー、③認定試験予定 など、今年より 11 月末が事業年度末となるため、例年より各事業の概ね、ひと月程度の前倒しを検討することが報告された。ただし、諸事情で移行が困難となる場合がある。段階的な移行も認めるものとする。各委員会で検討いただくこととなった。

XIV. その他

- ・ガイドライン外部委員における患者代表者の選出について
小谷理事より、患者代表者の選出につき提案され、全がん連より2名推薦していただくこととなった。Systematic ReviewのMemberにつき、現在、飯島理事に提出していることが報告された。
- ・代議員の未納による退会希望について
飯島総務委員長より、代議員の方で、未納による退会の希望があり、議論の結果、退会を承認された。
- ・倫理規定の用語の差し替えについて
鷺澤理事より、学術集会の演題応募に関する倫理的内容に関する言語に関し、“倫理審査”という言葉が使用されているが、次期会長鍋谷理事とも協議し、“倫理的配慮”とすることが提案され、承認された。
- ・「ISO 80369-3 経腸栄養関連コネクタ製品への切り替えにおける注意点」公開について
飯島総務委員長より、PMDAより、経腸栄養関連コネクタ製品への切り替えにおける注意点につき、ウェブサイト、及び学会誌等で公開してほしいとの希望があり、承認された。
鷺沢理事より、経腸栄養関連コネクタに関する様々な疑問があり、今後丸山理事を中心としたプロジェクト内で検討することとなった。

以上

2020年5月8日（金）